

## 令和6年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について（案）

### 1 採択指導の基本方針

- (1) 義務教育諸学校用教科用図書の採択について  
小学校用教科用図書は、令和6年度文部科学省発行のそれぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。
- (2) 小学校用教科用図書の採択について  
無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定により、以下の諸点に留意し、採択替えを行う。
  - ア 十分な調査研究の実施  
文部科学省作成の「教科書編修趣意書」及び県教育委員会作成の「教科書調査研究報告書」を活用するとともに、各採択地区において「教科書調査研究報告書」を作成し、十分な調査研究を行った上で採択する。
  - イ 公正かつ適正な採択  
静ひつな採択環境を確保し、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の責任において公正かつ適正な採択を行う。
  - ウ 採択に関する情報公開  
各自治体の情報公開条例に基づき、適切に対応する。
- (3) 一般図書（特別支援学校・学級用）について  
無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定により、県教育委員会が調査研究のうえ選定した令和6・7年度用選定一般図書の中から、児童生徒の実態に合い、教育目標達成上適切なものを採択する。
- (4) 教科書展示会について
  - ア 国が定める法定展示会以外に、特別展示会を設け、告示して広く県民に周知する。
  - イ 教科書センターに「意見箱」を設置し、閲覧者の意見等を得、参考とする。

### 2 県立学校（県立特別支援学校の小学部・中学部、県立高等学校中等部）の採択基本方針

- (1) 県立学校の教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、県教育委員会がこれを行う。
- (2) 県教育委員会は、無償措置法第14条及び同法施行令第14条の規定により、小学校用教科用図書については、校長からの採択希望教科書の内申を受けて検討して採択する。

### 3 採択基準

- (1) 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。
- (2) 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。
- (3) 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

【 参 考 】

〔無償措置法 第13条〕

第1項

都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第2項

都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第3項

公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

第4項

第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。

第5項

前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第6項

第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

〔無償措置法 第14条〕

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする

〔無償措置法施行令 第15条〕

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 第6号〕

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。